

【表紙】

| | |
|----------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 内部統制報告書の訂正報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の5第1項 |
| 【提出先】 | 北陸財務局長 |
| 【提出日】 | 平成25年8月1日 |
| 【会社名】 | KYCOMホールディングス株式会社 |
| 【英訳名】 | KYCOM HOLDINGS CO., LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 小林 勇雄 |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 代表取締役社長C.F.O. 小林 勇雄 |
| 【本店の所在の場所】 | 福井県福井市月見五丁目4番4号 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成21年6月26日に提出いたしました第42期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）の内部統制報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため内部統制報告書の訂正報告書を提出するものがあります。

2【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

3 評価結果に関する事項

（訂正前）

上記の評価の結果、当社代表取締役社長兼当社最高財務責任者C.F.O. 小林勇雄は、平成21年3月31日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。従って、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

-

記

当社は、内部統制報告制度が導入された平成20年4月より、財務報告に係る内部統制の重要性を認識し、内部統制委員会を設置し、その統括管理の下に内部統制システムを構築してまいりました。従前の期末における外部監査人による内部統制の監査結果も有効であるとの評価でありましたが、平成25年3月期において過去の財務報告について以下の問題点が明らかになり、過年度の決算書類を訂正するとともに、平成20年3月期から平成25年3月期第3四半期までの有価証券報告書及び四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

- (1) 固定資産の減損会計の適用について不十分な点があった。
- (2) 関係会社株式及び販売目的ソフトウェアの評価にあたり、将来計画の見積りの十分な精査が行われていなかった。
- (3) 関連当事者との取引の開示について不十分な点があった。

以上のことから、当社の全社的な内部統制、全社的な観点で評価する決算財務報告プロセスに関する内部統制及びたな卸資産に係る業務プロセスに関する内部統制に重要な欠陥があったと認識しております。

なお、重要な欠陥については、本報告書提出時点において是正が完了しておりません。

-

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要な欠陥を是正するために、以下のとおり再発防止措置を講じ、内部統制の改善を図ってまいります。

-

(1) コンプライアンス意識の醸成、強化

- 法令遵守、企業倫理の徹底
- 専門家活用の検討
- 自己の業務に関する法令等の知識習得、社内規程類の周知徹底

(2) 内部統制の更なる強化

- 決算財務報告プロセスの見直し
- 業務プロセスの厳格な運用
- 社内規程類の見直し
- 専門的知識獲得のための社員教育の推進
- 決算作業の適正化、迅速化のための体制の見直し

(3) 監査体制の見直し

- 内部牽制、日常的モニタリングの徹底
- 決算情報共有の迅速化
- 専門家活用の検討

以上